

いじめの定義

平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行され、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されています。

上磯中学校いじめ防止の取組

★いじめ防止基本方針を策定しています

平成26年4月に北斗市立上磯中学校いじめ防止基本方針を策定し、必要に応じて見直しを行い、平成29年に改定しています。学校のHPにアップロードしておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。

★いじめ防止対策委員会を設置しています

学校長を中心とした委員会を組織し、いじめ防止に向けた対策を行っています。

★全校でいじめ撲滅の活動を行っています

生徒会書記局が中心となり、年に1回、全校生徒で「いじめ撲滅」の取組をしています。

★アンケート調査を行っています

年に2回、「いじめ実態調査」を全校生徒を対象に行い、実態の把握・早期発見に努めています。

★スマホ・インターネット教室を行っています

インターネットを通じて行われるいじめを防止するための啓発活動として、外部講師によるスマホ・インターネット教室を行っています。

